



郵送による届出について

1 予防課に郵送する際に同封する書類

□消防用設備等点検結果報告書（正本）1部

→消防局予防課で保管

□消防用設備等点検結果報告書（副本）1部

→複数の副本が必要なときは希望部数を同封

□副本の返信用封筒1通

→返信先の住所と宛名を記載した返信用封筒に、副本の重さや 大きさに応じた必要な料金分の切手を貼付

2 郵送で届け出る場合の留意点

- (1) 郵送方法については任意ですが、予防課に郵便物が届かない場合、消防機関では責任を負いかねます。郵便事故などによる書類の紛失を防止するため、簡易書留などの配達記録が残る方法を推奨します。
- (2) 書類の記載漏れ等がある場合は、あらためて送付していただくか、消防局予防課受付窓口までお越しitadaku必要があります。
- (3) 必要に応じて消防局予防課から問い合わせする場合がありますので、**担当者の連絡先を必ず記載**してください。

3 郵送前に再度確認してください

□記載漏れはありませんか

→点検結果報告書の表紙の右上にある届出日の記載
(発送する日の日付を)

→点検結果報告書の表紙の右上にある届出者の記載

→点検票の防火管理者欄の記載
(防火管理者が選任されている場合に限る)

→点検票の立会者欄の記載

□添付抜けはありませんか

→点検票 別記様式第23(非常電源専用受電設備)

→点検票 別記様式第26(配線)

※この2つの点検票は添付抜けしやすいので特に注意が必要です

□点検の結果、不備事項はありましたか

→改修事項や不備事項がある場合は、経過や詳細、今後の予定が分かっているときは、点検結果報告書の備考欄に内容を記載

□2部以上の副本の返信を希望する場合は、希望部数を同封していますか

□返信に必要な料金分の切手を貼付した返信用封筒は、同封していますか

4 郵送先

〒673-0044
兵庫県明石市藤江924番地8
明石市消防局 予防課 査察指導係